| 変更箇所 | 新 | 旧 | | |
|-------------------------------|---|--|--|--|
| 店頭外国為 | (省略) | (省略) | | |
| 替証拠金取 引のリスク | 8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金につい | 8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金について | | |
| および財産 | ては、金融商品取引法第43条の3および金融商品取 | は、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およ | | |
| の管理方法 等重要事項 | 引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定 | | | |
| について | に従って、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株 | て、当社の固有財産とは区分して管理しております。 | | |
| 区分管理 | 式会社、およびFXクリアリング信託株式会社におけ | なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかか | | |
| | る金銭信託にて、当社の固有財産とは区分して管理し | る信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません | | |
| | ております。 | が、その間も金融庁長官の指定する金融機関(ゆうち | | |
| | | よ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、楽 | | |
| | | 天銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、セ | | |
| | | ブン銀行およびイオン銀行)において、証拠金である | | |
| | | ことがその名義により明らかな預金口座にて、当社の | | |
| | | 固有財産とは区分して管理しております。 | | |
| | (省略) | (省略) | | |
| 店頭外国為 | (省略) | (省略) | | |
| 替証拠金取 引の概要と 仕組みにつ いて | 新規リアルタイム注文と同時にあらかじめ設定 自動 したトレール幅で <u>決済のトレール注文を発注す</u> トレール <u>る</u> 注文方法です。 | 新規リアルタイム注文と同時にあらかじめ設定 自動 したトレール幅で <u>決済トレール注文の発注を行</u> トレール <u>う</u> 注文方法です。 | | |
| 12. 注文の | (省略) | (省略) | | |
| 種類 | (省略) | (省略) | | |
| | 新規リアルタイム注文が約定した後に、 <u>決済の</u> リピートトレール注文を発注する注文です。 トレール注文が約定した後に、決済注文 注文 と同一売買区分の新規リアルタイム注文と <u>決済のトレール注文</u> が自動的に発注され、注文時に指定した注文有効期限内であれば、自動的に新規リアルタイム注文と <u>決済のトレール注文</u> を繰り返します。 | 新規リアルタイム注文が約定した後に、 <u>決済ト</u> リピート トレール 注文 同一売買区分の新規リアルタイム注文と <u>決済ト</u> レール注文が自動的に発注され、注文時に指定した注文有効期限内であれば、自動的に新規リアルタイム注文と <u>決済トレール注文</u> を繰り返します。 | | |

| | | (省略) | | | (省略) |
|----------------|------|------|--|-------------------------------|--------------------------|
| | | (省略) | | | (省略) |
| 店頭外国為 | (削除) | | | 44. 資産の保全について | |
| 替証拠金取 引の概要と | | | | 当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預 | |
| 仕組みにつ | | | | かりしている資産を三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、 | |
| いて 44. 資産の | | | | 当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。 | |
| 保全につい | | | | この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場 | |
| て | | | | <u>合、</u> | |
| | | | | (1) 三井住 | 友銀行およびみずほ信託銀行から社外の受益者代理人 |
| | | | | へ、直近の信 | 託額算出時点での信託財産を返還いたします。 |
| | | | | (2) 社外の | 受益者代理人を通して、お客さまに実際の顧客区分管 |
| | | | | 理必要額に応 | じて返還することが可能となります。_ |
| | | | | ただし、信託 | 保全は、お取引の元本を保証するものではありませ |
| | | | | <u>ん。為</u> 替レー | トの急激な変動によっては、お客さまの元本を超え |
| | | | | る損失が発生 | <u>:</u> するおそれがあります。 |
| | | | | また、入金額 | 原については原則として営業日ごとに信託保全金額と |
| | | | | して顧客区分 | 管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算 |
| | | | | <u>出目から 2 7</u> | 営業日後に当該信託保全金額を信託いたします(三井 |
| | | | | 住友銀行およ | びみずほ信託銀行は当該計算を行いません)。この |
| | | | | 時、外貨建資 | 産については、当社が指定する為替レートに基づき |
| | | | | 円評価した信 | 託保全金額を信託しております。 |

そのため、お客さまよりお預かりした時点から信託されるまで最 大2営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資 産とお客さまに返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。 ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠 金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固 有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、シス テム障害、急激な市場の変動等により、お客さまからお預かりし ている資産が当社から適切に信託されなかった 場合、当該資産が保全されない場合があります。 当社に万が一の事態が起こった場合、社外の受益者代理人からお 客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに 帰属すべき顧客区分管理必要額(当社がお客さまに返還すべき証 拠金等の額)により案分された額の金銭を分配して返還いたしま すが、返還の際、お客さまの個人情報を社外の受益者代理人およ び信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供するこ とがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀 行は、信託された資産の管理を行うのみであ り、ワイジェイ FX 株式会社のお客さまの資産の返還を保証する ものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に 対して直接返還を請求することはできません。また、三井住友銀 行およびみずほ信託銀行はワイジェイ FX 株式会社の運営、およ び社外の受益者代理人の運営および管理責任を一切負いません。